

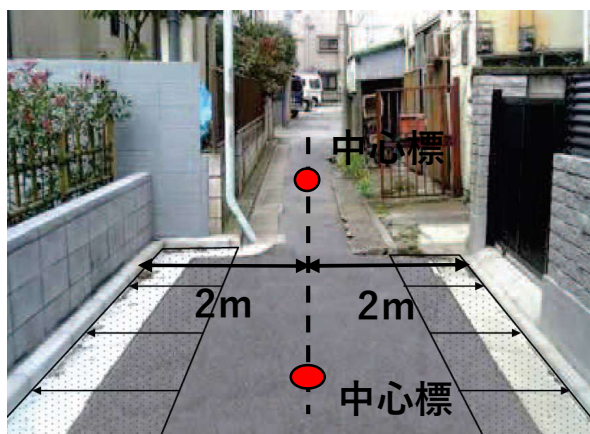
狭あい道路立会のお願い

市内に狭あい道路（1.8m以上4m未満の道路）が多数あることで、救急活動や日常の福祉車両等の通路が確保できず、安全な市街地形成の障害になっています。

狭あい道路解消を目的に、官民界の立会時に道路中心線を確定し、相対する敷地所有者の協力のもと、中心線から2mの道路後退促進を図る事業を行っています。

なお、建築基準法では、狭あい道路に面する建替えの際、道路中心線から2mの道路後退が必要になります。

狭あい道路立会にご協力をお願いします。



出典：狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集（国土交通省）

ご不明な点につきましては、建築指導課まで問合せください。

■お問い合わせ

上田市建築指導課（上田市役所 本庁舎3階）

直通： 0268-23-5430 F A X：0268-23-5246

メール：sido@city.ueda.nagano.jp